

新潟市令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去決定の取消手続実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱（令和7年8月5日改正。以下「要綱」という。）第10条に基づき、解体及び撤去の決定取消手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施対象者の責めに帰すべき事由)

第2条 要綱第10条第1項後段に定める実施対象者の責めに帰すべき事由は、令和7年9月16日までに要綱第7条第1項第1号本文又は第2号に掲げる事項が完了していない場合とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 実施対象者が同日時点において移転先家屋等の建築又は修繕に着手しており、令和8年1月31日までに被災家屋等の解体及び撤去完了が見込める場合
- (2) 実施対象者が令和7年9月16日時点において被災家屋等からの家財道具等の搬出に着手しており、令和8年1月31日までに被災家屋等の解体及び撤去完了が見込める場合
- (3) その他やむを得ない事由があると市長が認める場合

(解体及び撤去の決定の取消しの予告通知)

第3条 市長は、要綱第10条第1項後段の規定により解体及び撤去の決定を取り消そうとする場合は、取消しを行うべき期日までに相当な期間において当該決定を取り消す旨を書面で通知するものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月7日から施行する。